公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和3年2月1日

世田谷区

1 業務の概要

(1) 件名

世田谷区本庁舎等整備に係る樹木伐採・活用等業務委託

(2) 目的

本業務は、世田谷区本庁舎等整備工事に伴い伐採する樹木について、伐採樹木の再利用等を含め、既存樹木の新庁舎における活用について、区民参加により実施することを目的とする。

- (3)業務内容
 - ①樹木の伐採、活用業務
 - ア 対象樹木の伐採(伐根除く)
 - イ 伐採樹木の製材(活用可能部分)
 - ウ 伐採樹木の処分 (活用不可能部分)
 - エ (ア)(イ)は、区民参加によるワークショップを実施すること
 - ②樹木の継承業務
 - ア 現庁舎敷地内の苗木の採取及び育成
 - イ 可動式植栽桝等の製作
 - ウ (ア)は、区民参加によるワークショップを実施すること
- (4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月末日まで(予定)

- ※契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること 及び履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。
- (5) 提案限度価格

令和3年度:440万円(消費税込み)

2 プロポーザルに参加できる者の資格

本プロポーザルに参加することができる者(以下「参加者」という。) は、参加表明書の提出日を基準日として、次の(1)から(6)までの要件を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更正手続き開始 申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民 事再生手続開始の申立をしていないこと。

- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、法人都民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納のないこと。
- (6)過去5年(平成27年4月1日から参加表明書提出日まで)の間に業務が完了した 樹木の伐採及び伐採した樹木を活用する業務について、受託実績を有すること。
- 3 提案書の提出者を選定するための基準 本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 審査の進め方

受託候補者の選定は、別に定める要綱により審査委員会を設置し、業務提案書やヒアリング等による審査を踏まえて実施する。

ただし、審査委員会で審査をした結果、一定の基準に満たない参加者については、受 託候補者とはしないものとする。

(1)審查方法

①実績評価

- ・参加資格の確認をした上で、提案者の実績の観点から客観的評価を行う。なお、参加資格が確認できなかった参加者については審査を行わず、別途結果を通知する。
- ・参加者資格の確認後、速やかに結果を参加者全員に通知する。提案評価の対象とした た参加者には、業務提案書等を期限内に提出することとして、ヒアリング日程等を あわせて通知する。
- ②提案評価 (ヒアリング審査)
- ·審查実施予定日:令和3年3月25日(木)
- ・企画提案書の内容について、書類による審査及び配置予定の責任者のヒアリングを 実施し、審査する。
- 審査会場、時間等の詳細については、対象参加者に別途通知する。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置が必要と認められる場合は、ヒアリングを中止、又はオンラインで実施することがある。詳細は、参加資格確認結果の後、 別途通知する。

(2) 評価基準

業務実績及び企画提案書を審査する際の評価基準は、以下のとおりとする。

① 実績評価(書類審査)

審査項目	評価基準
業務実績	事業者の業務実績が十分か

(2)

業務実施方針	本業務に対する理解 業務推進体制 業務実施スケジュー ル	・業務内容や目的の理解があり、熱意、取組み意 欲が感じられるか・業務に対する体制や要員、安全管理等が適切に 組まれているか・本庁舎等整備工事のスケジュールを踏まえた 適切なスケジュールとなっているか。
対策定	樹木の伐採、活用業務	住民の参加方法等、業務の目的を理解した具体性 のある提案となっているか
対する提案	苗木等の育成業務	住民の参加方法等、業務の目的を理解した具体性 のある提案となっているか
条に	その他独自の提案	業務の内容や目的を理解した独自の提案があるか
コミュニ	ニケーション能力	ヒアリングにおける説明がわかりやすいか、 質問に対する応答が明快かつ迅速か
価格		本件業務に対しての提案金額を評価する

5 手続等

(1) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間 令和3年2月1日(月)から令和3年2月15日(月)まで

②交付場所 庁舎整備担当部庁舎整備担当課及び世田谷区公式ホームページ

③交付方法 窓口での直接交付及び世田谷区公式ホームページからダウンロード

※窓口交付は期間中の午前8時30分から午後5時まで

(土、日、祝日を除く)

(2) 参加表明書の提出

①提出期間 令和3年2月1日(月)から令和3年2月15日(月)まで

受付時間:午前8時30分から午後5時まで(必着)

(土、日、祝日を除く)

②提出場所 广舎整備担当部庁舎整備担当課

③提出方法 窓口へ直接持参または郵便(特定記録郵便または書留郵便のみ)

※郵便の場合は、令和3年2月15日(月)午後5時までに送付物の 到着確認を電話により行うこと。

(3) 提案評価等に係る書類の提出

①提出期間 令和3年2月19日(金)から3月19日(金)まで

受付時間:午前8時30分から午後5時まで(必着)

(土、日、祝日を除く)

②提出場所 广舎整備担当部庁舎整備担当課

③提出方法 窓口へ直接持参または郵便(特定記録郵便または書留郵便のみ)

※郵便の場合は、令和3年3月19日(金)午後5時までに送付物の

到着確認を電話により行うこと。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金:免除
- (3) 契約書作成の要否:要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約 により締結する予定の有無:無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口:下記の「6 本件担当」のとおり
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。
- 7 本件担当 (問い合わせ先及び各種書類提出先)

庁舎整備担当部庁舎整備担当課 担当:横川、宮田、田中

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 (世田谷区民会館2階)

電話: 03-5432-2088 FAX: 03-5432-3061

E-mail: SEA04000@mb.city.setagaya.tokyo.jp